

“第1の柱、第2の柱”

現在、国際課税を取り巻く状況は、大変革のど真ん中にある状況です。

本年11月、東京にてAOTCA (Asia-Oceania Tax Consultants Association) 東京会議が行われました。東北会からも会議に参加させていただき、国際税務に関する報告を拝聴してきたところでもあります。(会議の詳細については委員会から報告という形式で後ほど報告予定です)

AOTCA東京会議での大きなテーマは「デジタルタックス/Pillar 2」、「AIと税務戦略」そして「環境問題から見た税制」の3つでした。

世界的に国際課税はどのような大きな流れとなっているのかを、私自身の頭の整理も含め、簡潔に纏めてみました。

そもそも大きな変革は、2021年のOECD (経済協力開発機構) で日本を含むOECDの主要メンバー各国が、新たな国際課税のルールについて見直しを行い、公平な課税の実現のために、新たな2つの柱 (Pillar) について合意したことがスタートとなります。これまで国際課税といえば、各国が自国の課税権の拡大をすることにより、国際的な課税管轄権の侵害が問題となってきました。その解決策として外国税額控除、租税条約が機能してきました。

数年前から議論されてきましたBEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) に係る問題の解決策のひとつとして2021年の合意がありました。

今回の東京会議のテーマのひとつでもある「デジタルタックス/Pillar 2」は、この合意した2つの柱の2番目のことです (以下、第2の柱という)。この第2の柱は日本では令和6年から施行予定の「グローバル・ミニマム課税」という形で具体化してきています。「グローバル・ミニマム課税」については、国税庁HPにて来年の実施に向けて「グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正のあらまし」として、資料が掲載されていますのでご参照ください。

第2の柱は、グローバルに最低法人税率15%を

導入することにより、各国の法人税率の引き下げ競争に歯止めをかけ、各国の課税ベースを確保することを目指しています。「グローバル・ミニマム課税」として第2の柱が実行されると、世界のどこにその企業の拠点あったとしても最低15%の法人税率が実質的にその企業に適用されることとなります。

それでは、第1の柱はどのようなものなのでしょうか。第1の柱は多国籍企業の拠点の物理的な存在の有無にかかわらず、市場の管轄権を持つ国・地域に対して一定の課税権を再配分するものです。第2の柱では最低の法人税率15%を用いて追加の税収増を見込んでいますが、第1の柱では利益を獲得している市場国に対して物理的な拠点の有無に関係なく、利益の一部に対する課税権を付与するものですので、正に「PEなくして課税なし」の国際課税の基本原則を覆す取り扱いとなっていきます。OECDのマティアス・コマン事務総長は、「我々は、国際租税協定の第1の柱のもとで新たな課税権の実施に向け、順調に進んでいる。これは、国際的な税務を根本的に改革する新しい概念を含む複雑で非常に技術的な交渉であるが、デジタル化、グローバル化が更に進む世界経済において、税制をより公平かつ機能的にするものである。我々は、この作業を確定するべく可能な限り迅速に作業を続けるが、規則を正しく理解するために必要な時間はかけるつもりである。これらの規則は、今後数十年にわたり、我々の国際税務を形成することになるため、正しい理解が重要である」と述べています。(2022年7月11日OECD事務総長税制報告より)

第1の柱では、市場国に再配分する際に適用される「利益A」、「利益B」の算定方法、条約の見直し等、技術的にまだ時間はかかると思いますが、世界的な各国への公平な課税方式への移行に潮流が変わってきている状況と思われます。今後もこれら国際課税に対する大きな流れ、日本の税制の対応方法について情報共有していきます。

(国際特別委員長 白田 祐一)